

主要施策の進捗状況について

進捗評価について

A:計画を上回って実施 B:概ね計画どおり
C:計画より遅れている D:当初計画から変更
E:事業終了

今後の方向性について

◎：拡充 ○：継続 △：縮小 ×：廃止

基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり(主な施策)

A:計画を上回って実施

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
3	市職員への啓発の推進	障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市職員の研修の充実を努めています。また、「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しています。	総務課	北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を職員に周知徹底をしている。また、対応要領に基づき、障がい福祉担当課へ講師を依頼し、新人職員研修や手話研修を実施した。	A	今後は、外部講師による研修も実施し、新人職員のみならず全庁的にも障がい者差別解消法について学び、障がいのある人への理解を深めるような研修機会を増やす。	○

B:概ね計画どおり

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
1	自立支援協議会の運営	地域福祉システムを協議する場として、鴻巣市と共同で自立支援協議会を設置し、各種事業等を実施しています。	障がい福祉課	鴻巣市と共同で自立支援協議会を設置している。相談支援部会、地域支援部会、こども部会、就労支援部会、精神障がい者支援部会により、地域課題解決に向け、協議・研修等を行っている。	B	市内事業者積極的に参画していただくよう働きかけていく。	○
2	相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように相談事業を実施しています。	障がい福祉課	社会福祉法人「一粒」「夢の実」「あすなろ」に事業を委託することにより、実施している。延べ相談件数 令和2年度 3,364件	B	より身近な支援体制を確保するため市内事業者を育成していく。	○
3	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員は地域の実情を把握し、障がい児・者や要援護者の生活上の相談に応じ、自立の援助に努めています。社会福祉増進のために民生委員・児童委員の活動について積極的に支援しています。	福祉課	民生委員・児童委員に対しての情報提供、活動環境の整備等に注力した。民生委員・児童委員が作成している福祉支援票を通し連携を図った。コロナ禍での活動を支援するため、民生委員・児童委員に対し、マスク・除菌ジェル等を支給した。	B	民生委員・児童委員と連携を図り、地域課題の共有や地域福祉の増進を継続する。民生委員・児童委員活動の一助となるよう積極的に支援を行う。	○
4	成年後見制度への支援	制度の適用が必要な障がい者・高齢者に対して、成年後見制度の周知を行うとともに、二親等内に親族などがない対象者に対し、市長申立てによる成年後見を実施しています。	障がい福祉課	実施要綱を制定し、市長申立てによる成年後見等について、費用の助成等の支援を実施している。令和2年度 利用者 0人	B	職員の資質の向上等体制の整備を図り、支援体制を継続していく。また、制度の周知を図っていく。	○
5	意思疎通支援事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障し、自立と社会参加を促進するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳者養成講習会等を実施しています。	障がい福祉課	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者、奉仕員養成講座を実施することにより、円滑なコミュニケーションの確保を図っている。	B	事業を継続することで、円滑なコミュニケーションの確保を図っていく。	○

C:計画より遅れている、D:当初計画から変更、E:事業終了

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
該当事業なし							

<進捗状況の結果から>

●基本目標1の主要施策は全体で12施策あり、概ね、計画どおりの進捗状況となっています。進捗状況の内訳は以下のとおりです。

A:計画を上回って実施：1件

B:概ね計画どおり：11件

C:計画より遅れている、D:当初計画から変更、E:事業終了：0件

●今後の方向性について

・サービス基盤の整備に向けた地域のネットワークの構築を図り、民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化していく必要があります。

・相談支援事業において、令和元年度より2事業所から3事業所（相談支援事業所あすなろの追加）とし、相談支援体制を拡充しました。

質の向上や連携強化など相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

・成年後見制度への支援については、アンケート調査からも認知度が低いことから、周知・啓発への取組を行っていく必要があります。

・障がいを理由とする差別解消については、市職員のみならず、市民や事業者への普及・啓発活動の取組を行って行く必要があります。

・障がいの特性に応じたコミュニケーションの確保を図るため、引き続き情報アクセシビリティの向上や障がい特性に配慮した情報提供方法の充実を図る必要があります。

基本目標2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する基盤づくり

A:計画を上回って実施

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
1	児童発達支援事業	支援計画書をもとに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の児童発達支援事業を市内2か所で行っています。また、保育所等訪問支援事業については、児童発達支援センターで所属する施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を実施しています。	保育課 (児童発達支援センター)	個別及び集団で、一人一人個別支援計画書を作成し児童発達支援を行っている。また、保育所等訪問支援事業、相談支援事業等も行い、支援の拡大に努めている。	A	当該施策を必要とする児童がいることから、今後も継続する必要がある。	○
2	教育内容の充実	個々の障がいに応じた教育内容・方法の工夫や教材等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進しています。	学校教育課	市内全小・中学校に知的学級、自閉・情緒学級を設置した。特別支援学級に在籍する児童生徒に、特別的教育課程を編成し、教育的ニーズに応じ個別の指導内容を明確にして日々の学習指導や支援を行った。	A	保護者の思いや児童生徒の教育的ニーズを的確に把握し、保護者との合意形成に基づきながら、教育内容や指導方法の充実を図っていく。	○
4	親子教室	心身の発達に遅れや心配のある児童やその保護者を対象とし、親子で楽しく遊びながら児童の成長を支援することに、取り組んでいます。	保育課 (児童発達支援センター)	幼稚園や保育所に入園前のお子さんを対象とした教室（2クラス）を月2回、年少児～年長児を対象とした教室（3クラス）を月1回実施。	A	当該施策を必要とする児童、保護者がいることから、今後も継続する必要がある。	○
5	相談指導体制の充実	児童発達支援センターの職員が保育所・幼稚園を訪問し、その施設に通っている児童を対象に、一学期に一回程度、保育への相談支援を行っています。また、集団生活に適応するための支援を実施しています。	保育課 (児童発達支援センター)	児童発達支援センター職員が必要に応じて保育所等の巡回相談を行っている。	A	児童発達支援センターにおける相談支援事業の一環として、巡回相談の充実を努める。	○

B:概ね計画どおり

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
1	就学支援の充実	障がいのある児童・生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けるために、必要な情報を提供できるように就学支援委員会の充実を努めています。	学校教育課	校内就学支援委員会では、児童生徒の実態を十分に把握し、個に応じた教育が行われるよう相談体制の充実を図った。また、北本市就学支援委員会では、各学校からの情報をもとに、児童生徒の適応の様子を観察したり、保護者との面談を行ったり、一人ひとりに応じた就学に関する情報の提供に向け努めた。	B	就学支援委員会では、年度ごとに各学校から新たに選出される委員もいるため、第1回の任命直後に専門委員に対して、就学支援の目的や内容、就学相談の仕方等について研修を深める。共通理解のもと適切な就学支援が行われるよう努めていく。	○
2	乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のためのツールの活用	埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しており、本市においても、主に発達障がいがあったり、発達が気かりだったりする子どもをお持ちの保護者のうち、希望者に配布しています。	障がい福祉課	サポート手帳の交付やサービスの相談時等に窓口で配布している。	B	関係各課と連携し、配布や記載をしていく	○
			子育て支援課	子育て支援課の窓口で配布している。	B	関係各課と連携し、配布	○
			学校教育課	サポート手帳の交付に関する相談や活用に関する相談に対応した。	B	関係各課と連携し、配付や記載に関する相談に対応していく。	○
			健康づくり課	必要時希望者への配布	B	計画どおり事業を実施する。	○
2	特別支援教育の推進	障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための個別の指導計画・支援計画を立案しています。そして、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な教育の推進に努めています。	学校教育課	個別の支援計画は、特別支援学級及び通級指導教室に通う全ての児童生徒について作成されており、保護者との合意形成のもと自立に向け、支援や指導に活用している。	B	特別支援学級に通う児童生徒、通級指導教室に通う児童生徒のみならず、各学校における気になる児童生徒についても、個別の支援計画や指導計画を作成することを促し、指導や支援に生かしていく。	○
3	特別支援教育支援員の配置	特別支援学級でのきめ細かな指導支援の充実をめざし、担任の指導補助を行い、児童・生徒の生活面や学習面の支援など個に応じた支援を行う支援員を配置しています。また、通級指導教室設置校において、担任の指導補助を行い、個に応じた支援を行う支援員を配置しています。	学校教育課	支援員を22名配置し、個に応じた指導・支援の充実を図った。内訳は、中丸小2名、石戸小1名、南小2名、柴小2名、北小3名、西小2名、東小3名、中丸東小1名、北本中2名、東中2名、西中1名、宮内中1名。	B	特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に通学する児童生徒へのきめ細やかな指導と支援のために、今後も支援体制の充実を努めていく。	○
3	交流教育等の充実	人間尊重の精神を育て、心豊かで思いやりのある児童・生徒を育成するため、特別支援学校との支援交流や特別支援学級と通常学級との交流を推進しています。また、特別支援教育コーディネーターを核に、地域とも連携して、学校内や居住地域での交流の充実を努めています。	学校教育課	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、特別支援学校との支援交流が中止もしくは間接的な交流への変更となった。また、特別支援教育に関する各研修も中止もしくは机上研修へと変更になった。市内各小・中学校内では、特別支援学級と通常学級との交流を行った。	B	支援学校、支援学級、通常学級の交流を深め、ノーマライゼーションの精神を育み、インクルーシブ教育の充実を図っていく。	○
5	相談指導体制の充実	児童発達支援センターの職員が保育所・幼稚園を訪問し、その施設に通っている児童を対象に、一学期に一回程度、保育への相談支援を行っています。また、集団生活に適応するための支援を実施しています。	学校教育課	児童発達支援センターで、年長児童の保護者を対象に就学に向けての説明会や就学先の学校見学会を実施した。指導主事や就学支援委員が幼稚園、保育園、保育所へ出向いて幼児観察を行い、保護者と就学相談を実施した。	B	今後も、児童発達支援センターからの要請に対して、指導主事が何い就学をひかえた保護者を中心に説明会を行っていく。保育所や保育園、幼稚園に出向いての幼児観察や就学相談を適宜行っていく。	○

C:計画より遅れている、D:当初計画から変更、E:事業終了

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
該当事業なし							

<進捗状況の結果から>

●基本目標2の主要施策は全体で12施策あり、概ね、計画どおりの進捗状況となっています。進捗状況の内訳は以下のとおりです。

A:計画を上回って実施：5件

B:概ね計画どおり：7件

C:計画より遅れている、D:当初計画から変更、E:事業終了：0件

●今後の方向性について

- ・早期に障がいを発見し専門的療育を受けることや、保護者への早期支援・相談支援体制の充実が重要です。
- ・共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を推進していくことが求められています。障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切や指導や必要な支援を行う特別支援教育の充実を図ることが重要です。
- ・乳幼児期から学齢期まで切れ目ない支援体制を構築していくため、保健・医療・福祉、教育等の関係分野の連携を強化していく必要があります。
- ・障がいや障がい児に対する理解と認識を一層深めるための研修の実施など、教職員等の質の向上を図っていく必要があります。
- ・医療的ケアを要する障がい児とその家族の個々の状況に応じた支援の充実が求められています。

基本目標3 働くを実現するための基盤づくり

A:計画を上回って実施

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
2	障がい者就労支援センターの運営	雇用の相談から就労、職場定着まできめ細かい支援を行う障がい者就労支援センター事業を開設し、障がい者への支援を実施しています。	障がい福祉課	支援職員2名体制により実施。 令和2年度末現在 登録者153人 就労者78人	A	就労定着支援は継続しながらも、職場実習や就職先を開拓していく。	○

B:概ね計画どおり

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
1	事業主への啓発活動の推進	リーフレットの掲出及びホームページによる情報提供をしています。	障がい福祉課	チラシやホームページへの掲出、市就労支援センターを通じての情報提供等を実施	B	障害者の雇用を確保するため、法定雇用率の遵守等を事業者へ働きかけていく。	○
3	就労移行支援事業	就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を実施しています。	障がい福祉課	令和2年度 利用実人数(月間計) 就労移行支援291人	B	事業者と連携を図り、障がい者の就労等を支援していく。	○
4	職業相談機能の充実	公共職業安定所(ハローワーク)や埼玉障害者職業センター等の関係機関との連携により、市における障がい者雇用に関する相談等を実施しています。	障がい福祉課	ハローワークや埼玉障害者職業センター等の関係機関と連携し、障がい者雇用に関する相談等を実施しています。 令和2年度 相談件数420件	B	ハローワーク、就労移行事業者等と連携を図り、障がい者を支援していく。	○
5	障害者就労施設等からの物品等の調達	「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、就労施設等が提供する物品・サービスの積極的な購入を行っています。	障がい福祉課	「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品の調達を行っている。 令和2年度 調達目標額 650,000円 調達実績額 571,450円	B	方針に基づき、積極的な購入を促していく。	○

C:計画より遅れている

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
1	事業主への啓発活動の推進	リーフレットの掲出及びホームページによる情報提供をしています。	産業観光課	障がい者雇用に特化した啓発活動はなかった。	C	国の制度や県等と連携した啓発を行う。 市ホームページに県関連ページ(埼玉県障がい者雇用総合サポートセンター)のリンクを掲載する。	○
1	障害者雇用率の向上	障がい者の雇用を充実するため、事業者への啓発及び情報提供を実施しています。	産業観光課	障がい者雇用に特化した事業者向け啓発・情報提供はなかった。	C	国の制度や県等と連携した啓発を行う。 産業振興ビジョンに基づく事業者訪問の際に、障がい者雇用に関する啓発・情報提供を行う。	○
1	市職員の雇用の推進	障害者雇用率について法定雇用率よりも高い水準で、市が率先して障がいのある人を雇用しています。	総務課	障害者雇用率については、国で定める法定雇用率(2.6%)を下回ったため、障がい者を対象(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)とする任期付短時間勤務職員採用試験を実施し、1名の採用に至った。	C	引き続き、国の定める障害者雇用率の水準を満たせるように、積極的な雇用に努める。 職域拡大についても、より多様な部署での配置をするよう努める。	○
1	市及び関係機関での職場実習の受け入れ	職場実習の場を拡大するために、市及びあすなろ学園、ふれあいの家などにおいて、特別支援学校生徒等の受け入れを行っています。	総務課 障がい福祉課	令和2年度受入実績なし。	C	特別支援学校等から実習の相談があった場合は可能な限り受入を検討する。	○

D:当初計画から変更、E:事業終了

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
該当事業なし							

<進捗状況の結果から>

●基本目標2の主要施策は全体で10施策あり、計画より遅れている施策が4件あります。進捗状況の内訳は以下のとおりです。

A:計画を上回って実施 : 1件

B:概ね計画どおり : 5件

C:計画より遅れている : 4件

D:当初計画から変更、E:事業終了 : 0件

●今後の方向性について

・事業主への啓発活動の推進については、障がい福祉課と関係課である産業観光課において取り組んでいる。障がい福祉課に設置している就労支援センターにおいても、障害者雇用への企業支援を行っていますが、関係課においては、C評価となっているため、今後は情報共有や連携を図り、事業主へのアプローチを多角的に行えるよう取り組んでいく必要があります。

・障害者雇用率の向上についても、障がい福祉課と関係課である産業観光課で情報共有や連携を図り、事業主へのアプローチを多角的に行えるよう取り組んでいく必要があります。

・市職員の雇用の推進については、国で定める法定雇用率を最低限達成できよう取り組んでいく必要があります。

・職場実習の受入について、特別支援学校等の情報共有や関係機関との連携を図る必要があります。

・就労支援センターにおける登録者数と就労者数はともに増加傾向にあります。今後もハローワークや就労移行支援事業所と連携し、障がい者の就労支援を充実させていく必要があります。

基本目標4 暮らしを支える基盤づくり

A:計画を上回って実施

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
2	各世代にあわせた健康相談の実施	関係機関の協力を得ながら、乳幼児から成人に至るまで、各年代に応じ、心身の健康に関する相談を受けられる体制を整備しています。	健康づくり課	・子育て世代包括支援センターでの産前産後相談（母子保健コーディネーター、保健師、栄養士、助産師） ・9か月児育児相談（保健師、栄養士） ・乳幼児育児相談（保健師、栄養士） ・成人健康相談（保健師、栄養士、随時） ・こころの相談（精神科医） ・暮らしとこころの総合相談会（弁護士、司法書士、精神保健福祉士等）	A	計画どおり事業を実施する。	○

B:概ね計画どおり

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
1	消費生活相談の充実	消費生活相談員がさまざまな問題に対処できるよう研修の機会を設けて、公民館等での講座の実施や、広報・ホームページで情報の提供等、消費者被害防止に努めています。	市民課	月曜日から金曜日に、専門の相談員による対面による消費生活相談を実施しています。 また、直通電話を設け、電話による相談にも応じています（土日祝日においては消費者ホットライン☎188（短縮ダイヤル）を活用）。 消費者被害の未然防止を図るため、広報やホームページを利用して消費者情報を提供しています。	B	消費生活相談を充実させるために、消費生活相談員の研修の機会を設けていきます。また、消費者被害の未然防止を図るため、広報・ホームページを利用し、社会情勢に合わせた事例を加えるなど、工夫して情報提供を行っています。	○
2	介護給付（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）	居宅の障がい者に対し、居宅介護等の介護給付を支給し、各種支援を実施しています。	障がい福祉課	令和2年度 利用実人数(月間計) 居宅介護 847人 重度訪問介護 81人 行動援護 251人 同行援護 125人	B	提供体制の確保と適正な支給決定を図る。	○
3	道路等交通環境の整備	障がいのある人が安心して利用できる歩行空間をつくるため、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの設置等を計画的に進めています。また、あわせて路上の障害物の除去について、市民意識の啓発を推進しています。	建設課	・歩道整備は現在中央通線（市道13号線）において進めているが、他の箇所については用地取得（地権者協力）、事業費確保が課題であり十分な進捗が得られていない。 ・段差解消は、部分解消のほか、老朽化に伴う修繕に合わせて実施。 ・視覚障害者誘導用ブロックは、既設ブロックの維持管理を行っており、令和3年度以降、中央通線の歩道整備に合わせて新規に設置する。 ・道路上の看板等の撤去を定期的に行います。	B	・歩道の整備や段差解消について、引き続き取り組む。	○
4	地域ぐるみの協力体制の確立	障がいのある人等、災害時の避難行動要支援者の円滑な避難誘導・救助に向けて、自主防災組織設立を推進するための説明会を実施しています。また、避難行動要支援者名簿を更新し、申請のある自治会や自主防災組織に提供し、地域ぐるみの協力体制の確立に取り組んでいます。	くらし安全課	自主防災組織の設立に向けた相談や出前講座を実施し、組織率は65団体の約67%に達した。また、避難行動要支援者名簿を作成し提供したことにより、地域での見守りや協力体制の確立に努めている。	B	自主防災組織の組織率向上を目指し、自治会には引続き説明会や出前講座を実施し組織化の理解を深め拡大を図る。	○
5	避難所での医薬品・補装具・日常生活用具等の確保	障がいのある人等の避難先での生活の確保に向けて、障がいの状況、必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の確保のために、民間企業等との協力体制の整備に努めています。	くらし安全課	広域避難所の防災倉庫や拠点防災倉庫内に非常食や資機材等の備蓄整備を進めている。 また、災害時には、福祉団体や関係団体と福祉避難所として利用可能な防災協定を締結しており、人的協力、資機材、医薬品等の相互利用ができる協力体制を整備。	B	必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の確保のために、福祉関係団体や民間企業等との間で防災協定を拡充する必要がある。	○
5	福祉避難所の開設	大規模災害時に特別な配慮が必要となる障がい者や要支援者のための福祉避難所設置に向けて市内の福祉施設との更なる協定締結に努めています。	くらし安全課	福祉施設との協定を含め、現在6箇所の福祉避難所を有しているが、更なる協定締結に努めている。	B	福祉避難所に備えるべきとされている物資・器材等の備蓄や調達体制について検討する必要がある。	○

C:計画より遅れている

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
2	共同生活援助（グループホーム）の設置	市内には1か所のグループホームがあります。共同生活を行う住居において、相談、食事等の日常生活上の世話を提供しています。	障がい福祉課	現在、共同生活援助を提供できる事業者は市内に1箇所（定員9人） 新規設置事業所に対し補助金制度を創設し、誘致を進めている。	C	障がい者が地域で自立した生活を送ることができる場を確保するため事業所に施設設置を働きかけていく。 令和2年度に補助制度の利用はなかったが、継続していく。	◎

D:当初計画から変更、E:事業終了

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
該当事業なし							

<進捗状況の結果から>

●基本目標2の主要施策は全体で50施策あり、計画より遅れている施策が1件あります。進捗状況の内訳は以下のとおりです。

A:計画を上回って実施：1件

B:概ね計画どおり：48件

C:計画より遅れている：1件

D:当初計画から変更、E:事業終了：0件

●今後の方向性について

・障がい者グループホームは、アンケート調査からもニーズがあり、地域移行を支援するためにも必要なサービスであるため、引き続き事業所の誘致に取り組む必要があります。

・道路等の交通環境の整備には取り組んでいるところですが、引き続きバリアフリー化を進めていくとともに、路上の障害物の除去については、関係課と連携を図りながら、啓発を行っていく必要があります。

・災害発生時の対応として、必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の確保や福祉関係団体や民間企業等との間で防災協定を拡充、福祉避難所に備えるべきとされている物資・器材等の備蓄や調達の体制が課題としてあるため、避難所等での生活支援体制の確立に取り組んでいく必要があります。

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

A:計画を上回って実施

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
該当事業なし							

B:概ね計画どおり

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
1	中央図書館における対面朗読・録音図書貸し出し	中央図書館において、対面朗読を行うほか、録音図書や大活字本を充実させ、視覚障がいのある利用者等の利便性の向上を図っています。	生涯学習課	録音図書の作成、大活字本の購入を行った。	B	引き続き、録音図書サービスの拡充、周知に努める。	○
1	障がい者のスポーツ活動への意識の醸成	埼玉県が実施する「彩の国ふれあいピック」にあすなろ学園の利用者等が参加しています。	障がい福祉課	埼玉県が実施する「彩の国ふれあいピック」の参加案内を広報・周知し、障がい者の参加を促している。	B	参加者増を図るため障害者団体や事業所に働きかけていく。	○
2	文化・レクリエーション活動の促進	障がいのある人の自主的な文化・レクリエーション活動への支援に努めるとともに、市民向けの諸行事への参加を促進しています。	生涯学習課	障がいのある人を対象として西部公民館では「西部ふれあい学級」、北部公民館では「ふれあい学級」を実施しており、スポーツやダンスなどを行った。	B	公民館等を活用して、障がいのある人への文化・レクリエーション事業への参加を支援する。	○
3	障害者スポーツの振興	2020東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせ、障害者スポーツのPRと普及推進に努めるとともに、障害者スポーツ指導者の育成・確保について競技団体等と連携しながら検討を進めています。	生涯学習課	スポーツフェスティバルにおいて、パラリンピックの大会種目でもあるボッチャを開催し、障害者スポーツのPRや普及推進に努めた。	B	引き続き、障がい者スポーツのPRや普及推進に努めるとともに、ニュースポーツ教室等を通じて、障がい者の参加機会を創出する。	○

C:計画より遅れている

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
1	人にやさしい機器・サービスの周知の推進	総合福祉センターで福祉用具の展示を実施し、身体的な特性や障がいにかかわらず、より多くの人々が利用しやすい製品・施設・サービスの普及・啓発に努めています。	福祉課 (総合福祉センター)	今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止・予防の観点から、展示を一旦中止している状況。	C	新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、引き続き展示を通じた周知に努める。	○
				(参考：令和元年度評価) 総合福祉センターの見学に訪れる市民向けの福祉用具展示を実施中。	B	ユニバーサルデザインの普及を含め、センター見学者向けの展示を継続する。	○

D:当初計画から変更、E:事業終了

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
該当事業なし							

<進捗状況の結果から>

●基本目標2の主要施策は全体で5施策あり、概ね、計画どおりの進捗状況となっています。進捗状況の内訳は以下のとおりです。

A:計画を上回って実施：0件

B:概ね計画どおり：4件

C:計画より遅れている：1件

D:当初計画から変更、E:事業終了：0件

●今後の方向性について

・読書バリアフリー法の目的、基本理念を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすいデジタイズ図書等の電子書籍の普及を図るとともに、拡大図書等の書籍の更なる読書環境の整備や充実を図っていく必要があります。

・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律目的、基本理念を踏まえ、地域における障がい者等の作品の発表の確保や交流の促進を図っていく必要があります。

・障がい者スポーツの普及に努めるとともに、指導者の育成や確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

A:計画を上回って実施

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
3	彩の国ボランティア体験プログラム ボランティア体験出前講座 福祉の心を育む事業	支部社協、ボランティア、福祉団体と連携し、小中学校等における福祉教育の支援に取り組んでいます。学校と福祉施設との交流や福祉体験を通じて、児童や生徒に対する福祉教育の支援を推進しています。	社会福祉協議会	○彩の国ボランティア体験学習 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動期間を5月～2月までとし、新しい生活様式に合わせたボランティア活動13メニューを実施し、延べ167人の参加。例年よりもボランティアの人数が増加。 ○ボランティア体験出前講座 市内の小中学校を対象にアイマスク体験1回、車いす体験1回、高齢者疑似体験1回、ボランティア体験1回、サウトアブルティス体験3回の延べ9回を実施。他に盲導犬講話や点字、福祉図書デリバリなどの貸出しも実施。 ○福祉の心を育む交流事業 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ほぼ中止。1箇所のみ実施。	A	○彩の国ボランティア体験学習については、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえて活動できるものを創出する。 ○ボランティア体験講座については、市内の各学校の方針を踏まえ、コロナ禍であっても活動できる体験講座の実施を検討する。 ○福祉の心を育む交流事業については、市内小中学校と地域福祉をつなぎ、双方の交流活動を推進するため、継続的な支援を行う。	○

B:概ね計画どおり

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
2	啓発・広報活動の充実	他市町村の広報紙、ホームページを参考に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れられるよう努めています。また、障がい・障がい者への理解の促進を図るために、ホームページ、パンフレットなどにより周知を行っています。関係団体の活動の周知も併せて実施しています。	市長公室	広報にユニバーサルデザインに対応した「UDフロント」を導入し、ホームページはアクセシビリティチェックをかけた上で公開している。	B	引き続き、広報紙、ホームページをユニバーサルデザインの視点から誰もが見やすくなるよう努める。	○
			障がい福祉課	障がいにより、症状や必要な対応、サービスが異なるため、ガイドブックやホームページ等を活用し、理解促進を図っている。	B	今後も障がい・障がいのある人への理解の促進を図っていく。	○
2	人権教育の推進	人権啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」の発行を通して、全ての差別の解消を促進し、人権教育・啓発事業の充実に努めています。	生涯学習課	人権啓発資料『ふれあい』、北本市人権教育推進委員会広報誌『けやき』を発行した。生涯学習課が開催した生涯学習人権講座の紹介や福祉の心を育成するための親しみやすい話を掲載するなどして、障がい者差別を含む全ての差別解消を目指して、人権教育・啓発事業の充実に努めることができた。	B	障がい者差別を含む、全ての差別解消を目指して、人権啓発資料『ふれあい』、北本市人権教育推進委員会広報『けやき』を通じて、人権教育・啓発活動の一層の充実を図っていく。	○
3	ボランティア・福祉教育の推進	児童・生徒の発達段階をふまえた、福祉の心を育てる教育の充実に努めています。そして、関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めています。	学校教育課	市内小中学校の総合的な学習の時間等において福祉体験を実施。車椅子・点字・アイマスク・盲導犬講話等、福祉に関する体験活動を地域の福祉施設などと連携を図りながら実施した。 また、地域とのつながりを大切にし、障がいの正しい理解と福祉の心を育む取組を実施した。	B	今後も、総合的な学習の時間等における福祉体験において、社会福祉協議会に協力を依頼し、福祉体験を実施していく。また、地域とのつながりを大切にし、障がいの正しい理解と福祉の心を育めるようを継続して取り組む。	○
4	ボランティアの普及・育成	各種ボランティア養成講座について、ニーズ把握に努め内容の充実を図るとともに、参加促進のため、社協だより（広報紙）により周知を行います。講座修了者が実際のボランティア活動へ参加しやすくなるよう、フォローアップに努めています。	社会福祉協議会	子ども食堂担い手養成講座、シニア向けLINE講座、オンラインを利用してシニア災害ボランティアを実施。また、コロナ禍のため、手作りマスクやおすそわけマスク「プロジェクト」等を実施した。	B	コロナ禍により、生活困窮者が増加傾向にあるため、子ども食堂など居場所を創出する。また、災害ボランティア養成講座の実施および立ち上げ訓練を実施する。	○

C:計画より遅れている

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
該当事業なし							

D:当初計画から変更

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
1	きたもと福祉まつりの充実	毎年9月2日曜日を「福祉の日」と定め、総合福祉センターにおいて、きたもと福祉まつりを実施しています。関係機関と連携を図り催事内容を充実させるとともに、障がいのあるなしにかかわらず多くの市民が参加し、ふれあう機会となるよう、参加の呼びかけを積極的に進めています。	社会福祉協議会	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。 (参考：令和元年度評価) 9月8日(日)に実施。障害者団体をはじめ、自治会、ボランティア、福祉団体、地元企業などと連携し、市民参加の福祉イベントを実施。来場者数1058名。	D B	新型コロナウイルス感染の状況により検討する。 子どもからお年寄りまで幅広い世代に参加してもらえるように新しい企画を取り入れたい。企業、福祉事業所、学生ボランティアなどを取り入れ地域参加型のイベントとして充実を図りたい。	○ ○

E:事業終了

個別目標	主要施策名	施策の内容	担当課	実施状況	進捗評価	今後の方向性	方向性
該当事業なし							

<進捗状況の結果から>

- 基本目標6の主要施策は全体で6施策あり、概ね、計画どおりの進捗状況となっています。進捗状況の内訳は以下のとおりです。

A:計画を上回って実施：1件

B:概ね計画どおり：4件

C:計画より遅れている：0件

D:当初計画から変更：1件

E:事業終了：0件

●今後の方向性について

・障がいのある人が地域で生活を営むためには、地域の方の障がいや障がいのある人への理解と協力・支援は必要不可欠であるため、今後も正しい認識や情報の普及啓発を進めていく必要があります。

・障がいや障がいがある人への理解を広めていくためには、関係各課や関係機関と連携し、多様な方法により啓発活動を行っていく必要があります。